

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

(県産材流通課)

一

号外(二) 平成二十四年八月三十日

規則

岐阜県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年八月三十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第五十九号の二

岐阜県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

岐阜県林業・木材産業改善資金貸付規則(平成十五年岐阜県規則第九十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改める。

第四条第二項第三号中「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に改める。

「2 林業・木材産業改善措置の内容

別記第一号様式中

林業・木材産業改善措置の目的

林業・木材産業改善措置の内容

林業・木材産業改善措置の内容

13条第2項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十四年八月三十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜文芸社